

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市管理不全空家等及び特定空家等判断基準（案）		
意見募集期間	自：令和 6 年 1 2 月 3 日 至：令和 6 年 1 2 月 2 3 日	担当課局	市民課（自治振興室）
案件の概要	適切な管理がなされていない空家等について、管理不全空家等又は特定空家等に認定し、その所有者等に対し自主的な改善措置と適切な管理を促進させるために判断基準が必要であることから「村上市管理不全空家等及び特定空家等判断基準（案）」を作成するものです。		
案件の趣旨、目的及び背景	少子高齢化や人口減少等により全国的に空家等が増加しております。空家等は、所有者等による管理が原則であります。適切な管理がなされずに老朽化した空家等も増加しており、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすとして社会問題となっています。 こうした適切に管理されていない空家等の問題解決に向けて、村上市管理不全空家等及び特定空家等判断基準を定め、当該基準に基づきそれぞれの案件に応じた必要な措置を講ずることで、所有者等による自主的な改善と適切な管理をはじめとする空家等対策の推進を図るものです。		
今後の予定	1 2 月 3 日～1 2 月 2 3 日 パブリックコメント 令和 7 年 1 月上旬 パブリックコメントの公表 令和 7 年 4 月～ 運用開始		
備 考			